

10. 農業農村整備事業等実施地区における安全対策の徹底について

平成17年5月24日 17農振389号

農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長、
国土交通省北海道開発局農業水産部長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、
北海道農政部長、独立行政法人緑資源機構農用地業務部長あて

農業農村整備事業等の実施中における安全対策については、「土地改良事業等実施中における事故防止等の安全対策の強化について」（別紙，平成4年7月1日付4-58構造改善局通知。以下「安全対策通知」という。）により、「事業の実施主体は，工事の実施中はもとより管理予定者に施設の管理委託が完了するまでの間、事故の発生を未然に防止するため、造成施設の周辺住民に対し危険防止等について十分に注意を喚起するほか、関係諸規定を踏まえ安全対策に万全の措置をとるよう留意する」旨の通知をしているところであるが、今般、工事中断期間内の仮排水路に周辺住民が転落する死亡事故が発生した。

については、再度、安全対策通知の徹底を図り、工事区域内の安全対策について万全の措置を講じられたい。

なお、貴管下の関係機関に対しては貴職から周知徹底方願いたい。